

注 殺 省

バリ島刑務所之収監する。(約二月) フジ一度 スラバヤ刑務所に
移送され約一ヶ月の後再びバリ島レバヤル刑務所に送還され
実地検証を受く。

○事件の調査はバリ島およびスバ、ロンボック、スンバワの四島計謂ハスニダ
列島において生起したる事件に因するもので、私に於ては事件はバリ島その他
へ行はなむ ^{（バリ島の事件）} 約三百件に及んで居た。

○取調は日拘禁小を者初約一ヶ月位の向連続して行はれた。取調官
は ^{（官林省の技師）} と言つて居たが、極めて緩かな取調べ振りであつた。
私に於ては二つとあると予想して、怪談とい時に南極の取調べ私の通訳
をして居た者を選早くスラバヤに逃したが、私を取調べが奴隷であるかの外

部と連絡ととり私の部下隊員を ^{（七）} 送せられた。 ^{（私）} しかるに ^{（私）} 裁判にかけられる事
その結果現地でも逸早く捕まつた私に於ける裁判にかけられる事
つた。○スラバヤで取調は拷問に伴ふ者で生命の不安を感ずるようなものではな
かつた。

○私は取調べを延期して、事件報告書を作成して持つて居たが、南側
から要求も無く、また取調べの状況からも提出しない方がよいため送還

さなかつた。

○取調べ事件の關係者が私一人となつたため、南側も事實の調べ探がな
く、約三百件の中、私が知つて居り認め居るのは十三件迄 ^{（私）} 知らな
私認め居る事件の中、一番大 ^{（約）} 長は、南側政で住民を苦しめて
た酋長一人を捕 ^{（約）} 島流しにした事件であつた。 ^{（評）} 捕縛のとき、その即ちト
この酋長は南側であつたが、終戦後バリ島に歸つて来て復讐のつもりで
訴へたものであつた。

この酋長事件以外は既つた程かのみ許りであつた。
私の本意に於ては、この大事件は送還に及ぶ事であつた。

三、事件の真相

○私は終戦後から、この事あると予期したので、終戦後の約三月月位、
になつた事件の探を済し兼に全力を尽くした。

戦中に使つて居た腹利きの現住民スバヤ約八百人を於て、戦中これに南軍
側に協力させた。私の取調べに付しては、この八百人中の者があつて来た

去 務 省

多量に捕縛せよ
私に捕縛せよ
は之を根を
多量に捕縛せよ
日本に送還
でもあつた
思つたもの

注 刑 省

昭和一六、一〇 憲兵 佐佐保徳守村、由を以て二特別陸隊

一七、一一 パラ大進出、訓練

一七、一一 メナド上陸、フゼンカリー上陸掃高作戦後メナド

警備隊移駐、^後バリ島移駐、各地において

〃 二二、三、三 南軍と交り、そのままバリ刑務所入り(約三月)

後スラバヤ刑務所移駐、さうに約三月後宝地移駐の互

〃 二二、六 裁判 ^{を以て、パタヤ} (カリドック刑務所へ移駐)

〃 二二、八 判決 (十二年)

六、その他 特別陸隊 〇私はバリ島 特別陸隊長となり 初十三十七人の外現地人七八百人と使用していた。 〇三陸隊司令は畑中上佐 奥山徳雄氏

〇バリ島の刑務所は外に出すよし、命をば全く自由で
裁判の希望として「罪をおかしたからには、労働させよう
と「パンダ」に労働させよう」という方針で行われていた。

特戦隊バリ島に奥山徳雄(四百名海軍)、陸軍も前線から島に引き寄せたのが
空爆隊の奥山以上撤退を要して空軍名陸軍一〇〇〇名居り陸軍病院もあつた
その他義勇軍のミヤ大田(二五〇〇名)海軍兵衛(二、三〇〇名)が居りアモホンに居た者
更にも引揚げて居た。

であつた。(全員の約四百人)

バリ島の占領は当初陸軍より任された、元々を海軍部隊に引継がれ

たものをめ、^{三三} 〇私は前線約八月に去つて取調べを受けながら、スラバヤに送られるとき

バリ島海軍特別陸隊は二南進に直屬し、^{三三} 任参謀は佐藤中佐であつた。

〇私は前後約八月に去つて取調べを受けながら、スラバヤに送られるとき

の取調べは格向の他、^{三三} 南軍の看守兵にさうリンチもひどく失原の危険は常時つき纏つた。

場根が病を患ふ。その時は余りにひどいので告訴した。

者時は連行されたまま行方不明になつた者も相違あり向金せよと

皆自殺した。〇片附けつていた。

〇私は特別陸隊司令の特別教育はスラバヤ軍法会議心約一ヶ

月、南側の情報も同様に知ることが出来た。

去 務 省

向の講習科目を受けられた。今考えますとこれでもことに幼稚なものであつた。

しかも、私の部下隊員は私自身が教官として教育する外なかつた。

随つて私等の特別隊としての行動は随分特殊なものであつた。

それでも、私は一應の特別教育を受けられたが、ハルマヘラ等にあつた特別隊

は何等特別の教育もなくあつたことを思ふと冷評のある思ひである。

一番いりなかつたことは民族の習慣と習俗を尊重し、日本式に考へてやりな

ことなどで、これが一番内怒の種となつてゐる。こゝを在任中につく習俗は先づ教育の上

○バリ島は八ヶ州に分割されてゐるが、その中でギヤラリ州だけは私南が

と頃當時何等抵抗しなかつたので、南長以下代々南側から優遇さ

れてゐた。そのため漸次横暴となり要政を兼ね私腹を肥すに至

(統治者が)

(南長は子息に譲る)

り、日本軍占領により逮捕流刑の処分を食ふ小石のつであつた。